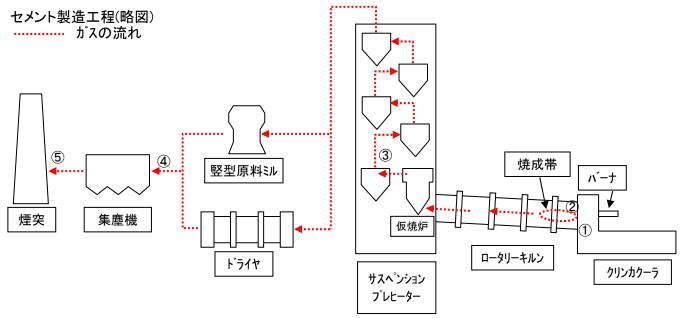
公表データの測定位置(イメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼がみ温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排がス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4)焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤

•測定値条件

- 1)燃焼室中の燃焼ガス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼ガス温度が800℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度を代用する。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】は第八条の三第二項は第十五条の二の三第二項

〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

•関係法令

施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 お)固形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

测宁值冬烟

- 1) ロ)→ト 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、ガス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境 にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落ロ温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
- 2) ロ)-ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の 濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。
- 3) ロ)−ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程 低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。
- 4) 二) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

2025年度 埼玉工場 6号キルン

2025年度		上工場 6号キルン	項	B			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	口)) ト. 燃焼室中の燃焼がスの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。 測定値:クリンカ落口温度orロータリーキルン焼点温度				置 図中①or2	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度
	,					日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
					(3)測定結	平均值	1,366°C	1.357°C	1.340°C	_	1,192°C							
					(焼点温度) 平均恒	· ·	,	,		· ·							
		リ. 集じん器に流入する燃焼がスの温度。但し、集じん器内で燃焼がスの温度を			(1)測定位	置 図中4	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口	④集塵機入口
_		速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合は集じん器			(2)測定年	日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
		内で冷却された 燃焼がるの温度を連続的に測定し、且つ、記録すること。			(3)測定結	基準値	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C	≦200°C
般		測定値:集塵	器の入口ガス温度			最大値	170°C	173°C	174°C	-	173°C							
-		9. 煙突から排出される排がス中の一酸化炭素の濃度を連続 的に測定し、 且つ、記録すること。 測定値:集塵機出口or集塵機入口			(1)測定位	置 図中④or⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
廃					(2)測定年.		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
棄					(3)測定結: (集塵機出		1361ppm	1071ppm	1139ppm	_	732ppm							
<i></i>		ッ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を				置 図中①or②	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度
物		摂氏1000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定 し、			(2)測定年.	日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
		且つ、記録すること。			(3)測定結	基準値	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C	≧1,000°C
		測定値:クリンカ落ロ温度orロータリーキルン焼点温度				最小値	1,076°C	1,112°C	1,096°C	_	1,005°C							
	V)	冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日			除去年月		運転中は連続	運転中は連続	運転中は連続	-	8月9日							
産	=)	煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸			ダイ (1)排がス採	文位置 図中⑤	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
,		化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物は六ヶ月に一回以上測定し、かつ、			オキ (2)排ガス採	取年月日	2025年4月24日	_	2025年6月6日	-	-							
業		記録すること。			シン (3)結果取	导年月日	2025年6月4日	-	2025年8月1日	-	-							
		但し、セメントキルンは上記:測定値条件2) ロ)-ヲに該当する為、ダイオキシン類の			(4)測定結	Ę	0.017ng-TEQ/Nm3	-	0.0021ng-TEQ/Nm3	-	-							
		濃度は3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録する。			基準値						$3 \leq 0.1 \text{ng-TEQ/Nm}3$							
廃											⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
_					酸化 (2)排ガス採		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日							
棄		各工場ダイオキシン、ぱい煙濃度基準値			物 (3)結果取		2025年5月15日		2025年7月3日		2025年9月17日							
		6号	基準値	法及び条例名	(4)測定結	₹	0.35ppm	-	1.1ppm	-	0.2.ppm		_	_	_			
		ダイオキシン	≦0.1ng-TEQ/Nm ³	廃掃法	基準値		≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm	≦485ppm
物		硫黄酸化物	≦485ppm	大防法(K値17.5)	ば (1)排がス採			⑤集塵機出口			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口
		ばいじん	≦0.1g/Nm³	大防法	い (2)排がス採		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日							
		塩化水素	\leq 700 mg/Nm ³	大防法	じ (3)結果取		2025年5月15日		2025年7月3日		2025年9月17日							
		窒素酸化物		大防法	ん (4)測定結	₹	<0.001g/Nm3		<0.001g/Nm3	-	<0.001g/Nm3	(0.4 (0.1 0.1	/ 0.4 /N 0	(0.1. (N. 0.	< 0.4 (N) 0	204 (N) 0	204 (N. 0	(0.4 (0.1.0)
т.		<u> </u>			基準値 塩 (1)排がス採		≦0.1g/Nm3	≦0.1g/Nm3 ⑤集塵機出口			≦0.1g/Nm3 ⑤集塵機出口							
共							2025年4月24日		2025年6月6日		5 集座機出口	り集座機出口	5 集座機出口	5 集座機出口	5 集座機出口	5 集座機出口	5 集座機出口	り集座機出口
• 3					化 (2)排がス採 水 (3)結果取		2025年4月24日	·	2025年6月6日									
通								_		-	+ -							
					素 (4)測定結		<0.5mg/Nm3	- 2 < 700mg/Nm2	0.94mg/Nm3	- < 700mg/Nm ²		< 700mg/N=2	< 700mg/Nm2	< 700mg /Nm2	< 700mg/Nm2	< 700mg/N=2	<700mg/Nm2	< 700mg/Nmg
					登案 (1)排がA採						5 集塵機出口							
					酸化 (2)排扩ス採		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日	少未壁饭山口	少未座城山口	少未座城山口	少未座饭山口	少未座饭山口	少未座城山口	少未壁城山口
					物 (3)結果取		2025年4月24日		2025年6月6日		2025年8月29日		1	1		+	+	
					(4)測定結		110ppm		56ppm		150ppm					 	 	
					基準値		≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≤480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm
北田中生	田のか	ロノハヘ はいき 兆に	はけ 定量下限値またけれ	い	坐午吧		= Hooppill	= Hooppill	= 400hbiii	= 400ppiii	= +oobbiii	≡ тооррііі	= Hooppill	= Tooppill	= Hooppill	= 400bbill	= Hooppill	= +oobbiii

* 測定結果の符号(<)の付いた数値は、定量下限値または検出下限値を示す

【コメント】